

院政期興福寺考

元 木 泰 雄

はじめに

天台座主慈円が、その著書『愚管抄』において、保元の乱を武者の世の到来を告げる画期と評したことは周知に属すであろう。しかし、実はこの兵乱の中で武者の他にも合戦の担い手として期待された武装集団があった。治天の君鳥羽院の後継者として国家権力を掌握し、いち早く有力武士を動員した後白河天皇・関白藤原忠通方に対し、劣勢に立たされた左大臣・藤原氏長者頼長は、軍議に際して献策された先制の夜襲案を却け、南都の衆徒信実・玄実らの来援を待つように命じたと伝えられる。^①このことは、乱後に信実・玄実らが「同意左大臣」、発遣悪僧^②したとして所領を没官された『兵範記』の記事^③によって裏付けられるのである。院政期に南都・北嶺と並称された権門寺院のうち、南都の重鎮たる興福寺悪僧の武力は、重大な兵乱における主要な戦力と評されるほどに強大であったと言えよう。しかし、いかに強大な勢力を誇り、氏長者の命を受けたとは言え、本来寺院の利益を擁護するために、嗾訴・他寺社との抗争を行ってきたにすぎない悪僧が、世俗の政治動向に介入しようとしたことは、それまでになかった行動である。

むろん、その背景には、旧稿^④でもふれた藤原忠実・頼長父子による信実以下の悪僧の統制・組織化が介在していた。すなわち、忠実に背いて関白の地位に固執した忠通や院近臣として抬頭しつつあった藤原氏支流といった対抗勢力の抑圧、さらに嗾訴した悪僧と鳥羽法皇との直接的な衝突の回避等の目的のために、十二世紀四十年代以降忠実は悪僧の首領信実を介した興福寺の統制を実現したのである。したがって、保元の乱直前における興福寺は、政治的に氏長者のもとに従属していたことになり、権門としての摂関家に包摂される存在だったと言える。

さて、ここで当然問題となるのは、権門としての摂関家に内包されるに至る権門寺院興福寺の側の動向である。忠実が悪僧信実を介して寺内統制に成功を収めた原因も、これを受容した興福寺の事情を無視しては十全に理解することはできない。そこで本稿では、忠実による統制の前提となった、白河院政期及び鳥羽院政初期における興福寺の内情・政治的立場を解明してゆくことにしたい。

以下、右の課題を解明するために、次の順序で行論する。言うまでもなく、藤原氏の氏寺として発展を遂げた興福寺にとって、摂関政治から院政への移行はその政治的立場に重大な影響を与えたことは疑いない。一方、権門寺院と為政者との関係、対立・矛盾等を最も端的に示すものは、嗽訴を中心とする僧徒の入洛行動である。そこで、まず権門寺院による僧徒入洛（未遂も含む）の事例を取り上げて、摂関期と院政期、あるいは興福寺とそれ以外の権門寺院の嗽訴回数・事由の比較検討、さらに院政期における興福寺嗽訴の具体的分析を行なう。これによって院政期に興福寺がおかれた政治的立場を解明するとともに、これに対応する寺内の動向を通して、悪僧信実が主導権を握ることになる前提を探ることにする。

一、興福寺嗽訴の特質

有力な寺社が独自の武力を保有して、為政者と衝突・抗争を繰返すことは、日本中世史上の大きな特色の一つである。かかる抗争の回数・規模は、為政者に対する権門寺院の反発の強さを示すとともに、僧綱員数や公請の回数といった制度面には表現されない、権門寺院の政治的力量を物語る。そして、何よりもかかる騒擾の原因を分析することによって、為政者と権門寺院の対立・矛盾点を知り得るとともに、寺院の政治的立場を明らかにすることもできると考えられる。そこで、以下の本章では、摂関後白河院政期における嗽訴以下僧徒入洛による騒擾を表示し、それに基づいて時期を逐つての変遷、興福寺と他寺院との対比等を検討し、興福寺における騒擾原因の特質を考察する。

僧徒の嗽訴・入洛の発生から、内乱直前までの事例を列挙したのが表である。すでに九世紀の史料に僧侶の濫行は触れられており、延喜十四（九一四）年の三善清行による有名な意見封事十二箇条にも「請禁諸国僧徒濫惡及宿衛舍人凶暴事」として、地方における私度僧禁禁庄の急務が奏上されている。そして、行基以来二百年振りの大僧正として、また右大臣藤原師輔に接近しその子尋禅を門弟に迎えて山門の世俗化を進

僧徒（神人）の入洛・嗽訴等為政者との騷擾

事例番号	年号	月・日	寺社名	事由	結果
①	安和元(九六八)	7・15	興福寺	東大寺との抗争	不明、疑問あり
②	天元4(九八一)	12・15	慈覚門徒 (延暦寺)	法性寺座主余慶改補	余慶辞任
③	寛和2(九八六)	2・26	興福寺	備前守藤原理兼による庄園損亡	不明
④	寛弘3(一〇〇六)	7・13	〃	大和守源頼親を訴う	寺司ら公請停止
⑤	寛仁元(一〇一七)	6・22	〃	不明	不明、疑問あり
⑥	長元元(一〇二八)	10・13	金峯山	大和守藤原保昌を訴う	不明
⑦	長暦2(一〇三八)	10・27	延暦寺	明尊の天台座主補任を愁う	不明
⑧	〃 3(一〇三九)	2・18	〃	〃	追却さる
⑨	治暦2(一〇六六)	1・7	興福寺	不明	不明、疑問あり
⑩	承暦3(一〇七九)	6・2	延暦寺	祇園別当の改補を要求	追却さる
⑪	永保元(一〇八一)	3・25	多武峯	興福寺の濫行を訴う	実検使下向
⑫	〃 2(一〇八二)	10・17	熊野	尾張国館人の大衆殺害を訴う	不明
⑬	応徳2(一〇八五)	7・20	興福寺	寺領の押領を訴う	不明
⑭	寛治6(一〇九二)	9・18	日吉社	神人を凌礫せる藤原為房らを訴う	為房解官
⑮	〃	9・22	延暦寺	同右により為房配流を訴う	〃 配流
⑯	〃 7(一〇九三)	8・26	興福寺	近江守高階為家を訴う	為家配流
⑰	嘉保2(一〇九五)	10・24	延暦寺	美濃守源義綱を訴う	追却さる
⑱	康和4(一一〇二)	5・8	〃	仁源の法成寺別当補任を要求	仁源補任
⑲	〃	8・5	興福寺	別当覚信の院勘停止を要求	不参洛
⑳	〃	9・28	東大寺	興福寺狼藉を訴う	白河院沙汰
㉑	〃 5(一一〇三)	3・25	興福寺	維摩会堅義者交替を要求	忠実許可
㉒	〃	7・22	延暦寺	不明	追却さる

院政期興福寺考

院政期興福寺考

事例番号	年 号	月・日	寺 社 名	事 由	結 果
23	長治元(一一〇四)	2・15	石清水八幡	修理別当補任を要求	不参洛
24	長治2(一一〇五)	1・1	延暦寺	円宗寺探題改補を要求	白河院許可
25	〃	6・23	日吉・祇園社	検非違使中原範政らを訴う	不明
26	〃	8・29	延暦寺	大宰権帥藤原季仲を訴う	〃
27	〃	10・30	〃	同右及び石清水別当・検非違使等を訴う	十二月卅日、季仲を配流
28	天仁元(一一〇八)	3・23	延暦寺・園城寺	尊勝寺灌頂阿闍梨改補を要求	追却さる
29	〃	4・1	〃	〃	白河院許可
30	永久元(一一一三)	(3)・20	興福寺	清水寺別当・改補を訴う	〃
31	〃	4・1	延暦寺	興福寺別当配流を要求	白河院悪僧らを処罰
32	〃	4・29	〃	興福寺僧徒と合戦	武士に防がる
33	〃	〃	興福寺	興福寺僧配流停止を要求	追却さる
34	〃	9・30	延暦寺	座主仁蒙の改補を要求	追却さる
35	〃 4(一一一六)	8・13	興福寺	讃岐守藤原顯能を訴う	不参洛
36	〃	10・16	園城寺	「北白河法勝寺末なる訴」	追却さる
37	元永元(一一一八)	5・22	延暦寺	筑前安楽寺別当補任を要求	不参洛
38	保安元(一一二〇)	8・23	興福寺	和泉守源雅隆を訴う	雅隆停任
39	〃 4(一一二三)	7・18	延暦寺	越前で追捕された悪僧らの釈放を要求	追却さる
※40	大治4(一一二九)	11・11	興福寺	清水寺別当長円を襲撃	鳥羽院検非違使らに興福寺を追捕せしむ
41	保延3(一一三七)	2・7	〃	玄覚を超越した定海の僧正補任を訴う	鳥羽院許可
42	〃 4(一一三八)	4・29	延暦寺	賀茂社司の日吉祭参加禁止を要求	鳥羽院許可
43	〃 5(一一三九)	3・27	興福寺	別当隆覚停任を要求	追却さる。ただし同年十二月隆覚辞任
44	天養元(一一四四)	11・6	〃	大和守源忠清を訴う	忠清、石見へ遷任す
45	久安3(一一四七)	4・7	延暦寺	越前白山の末寺化を要求	追却さる

院政期興福寺考

事例番号	年号	月・日	寺社名	事由	結果
46	久安3(一二四七)	6・28	延暦寺	播磨守忠盛父子配流を要求(祇園社頭の闘乱)	武士に防がる
47	〃 4(一二四八)	8・26	興福寺	不明	忠実の命により帰参
48	久安6(一二五〇)	8・5	〃	興福寺・清水寺別当補任を要求	隆覚興福寺別当に還補
49	久寿元(一二五四)	9・7	延暦寺	加賀住人林光家の赦免取消を要求	鳥羽院許可
50	永暦元(一二六〇)	10・12	〃	筑前竈門宮・安楽寺の焼亡等を訴う	不明
51	応保2(一二六二)	(2)・1	〃	覚忠の天台座主補任を愁う	覚忠辞退
52	〃	11・27	〃	筑前安楽寺の末寺化を要求	不許可
53	永万元(一二六五)	8・9	〃	興福寺と抗争、清水寺焼打	清盛防禦せず
54	〃	10・27	興福寺	天台座主らの配流要求	裁許あり
55	嘉応元(一二六九)	12・23	延暦寺	尾張知行国主藤原成親らを訴う	成親配流(取消さる)
56	〃 2(一二七〇)	1・7	〃	成親らの配流を要求	成親配流
57	承安元(一二七二)	9・21	興福寺	前下野守信遠ら配流と荘園末寺新立を要求	不参洛
58	〃 2(一二七二)	12・27	〃	平重盛家人の神人殺害を訴う	追却さる
59	〃 3(一二七三)	11・4	〃	延暦寺処罰、寺僧有免を要求	追却さる。南都十五大寺所領没官
60	治承元(一二七七)	4・13	延暦寺	加賀守藤原師高らを訴う	追却さる
61	〃	4・19	〃	〃 の配流を要求	師高ら配流

※40は上洛の動きはなかったものの、重要な政治的意味を有するために掲げた。

・原則として寺院相互間の闘乱は除外した。

・①・⑤・⑨の疑問点については勝野隆信氏著『僧兵』(日本歴史新書、至文堂)参照。

・以下の本文中で表の事例に言及する場合は「事例①」という形式で表示する。

・延暦寺嗾訴に日吉社神人等が、また興福寺嗾訴に春日社神人等が帯同した場合も、各々延暦寺・興福寺と表記した。

・月の〇は閏月を示す。

めた天台座主としても著名な良源が、天禄元（九七〇）年に定めた二十六条から成る制式では、兵仗を帯した悪僧が延暦寺内外を横行し暴逆を事としている様が記されている。僧徒の武装は、本来修学の間であるべき寺院内にも及んだのであり、これこそが、いわゆる悪僧の本格的な出現を物語る最初の史料なのである。^⑥以後、撰関・院政期を通して、悪僧による騷擾は相次いで発生するが、表を一見して明らかなくとく、その大部分は延暦寺及び興福寺によって惹起されている。そこで、この両者の事例の対比を中心に論を進めることにしよう。

まず時期ごとの変化を見ると、十一世紀後半以降にかかる騷擾が激増したことは明白と言える。すなわち嗽訴の激化は院政の成立と符合していることになる。一方、それ以前の撰関期においては、件数も少なく、しかも真偽についても疑問がある事例も見出される（事例①⑤⑨など）。しかし、注意しておくべき点もいくつかある。第一に、藤原氏の氏寺たる興福寺といえども荘園等の収公など国司による圧迫を受け、嗽訴・愁訴を余儀なくされており、しかもその要求が撰関らによって必ずしも容認されていなかったことである（事例④）。当時、受領の人事権が撰関の掌中にあつたことを考え合わすならば、撰関と興福寺との関係を窺知し得る事態と言えよう。詳細については他の事例も含めて後述に委ねることにする。一方、興福寺とは対照的に延暦寺系の入京事件の原因はいずれも有力寺院の座主人事をめぐるものであつた（事例②、⑦、⑧）。延暦寺系の荘園に関する事件が伝えられていない原因については速断し得ないが、先述した良源や撰関家出身の座主尋禪の出現など、寺司と撰関家の近接と無関係ではあるまい。忠平が建立した法性寺座主補任が騷擾の原因となつたことも右を裏付ける（事例②^⑦）。

いずれにせよ、こうした私領をめぐる国司との対立・衝突と、本寺及び主要寺院の別当・座主等の人事や僧の賞罰をめぐる紛争は、権門寺院による嗽訴の最大の原因となる。以下、嗽訴が頻発するようになる白河院政期の事例を検討してみることしよう。

応徳三（一〇八六）年十一月に開始され、大治四（一一二九）年七月七日におけるその死去に至るまで継続された白河院政は、院の政治主導権確立をめぐるいくつかの画期が指摘されているが、その最大のものの一つは承徳三（一〇九九）年六月二十八日の関白藤原師通急逝とその後の撰関断絶である。^⑧そして同院政期間中の嗽訴二十六例の大半二十二例は、師通死後に集中することになる。白河院政期こそは嗽訴が本格化した時期と言えよう。さて表によるならば、二十六例中で延暦寺・日吉神社関係の事例が十五あるのに対し、興福寺・春日神社関係は七例で第二位を占め、やはりこの両者が嗽訴の中心である。また一見して明らかなくように、嗽訴の事由の大半は先述した二大要因——（一）地方の荘園・末寺等の私領をめぐる国司・在庁らとの抗争、（二）本寺及び中央主要寺院・法会における人事・賞罰をめぐる紛争——がもとになっている。次に延

曆寺側と興福寺側の各々の嗽訴事由について分析してみよう。まず、撰関期には人事問題中心であった延暦寺側では、(一)に関する事例として⑭⑮(同一事件)、⑰、⑳㉑㉒(同一事件)、⑳㉑と七例(五事件)となるのに対し、(二)に関する事例は、⑲、㉒、㉓㉔㉕(同一事件)、⑳の五例(四事件)である。一方、興福寺側では、(一)に関する事例が⑳、㉖、㉗の三例、(二)に関するものとして⑲、㉘、㉙、㉚の四例が指摘し得る。

(一)に関する両者の事例を比較すると、さして顕著な異同はなく、共にこの時期に荘園領主として発展しつつあり、とくにその最先鋭的役割を担った日吉・春日神社神人と国司の紛争が事件の発端となる場合が目立つ点も共通する。なお、嗽訴の要求、とりわけ院近臣が多い国司配流が実現するか否かは、法皇の恣意、その時の政情に委ねられる場合が多く、成否の比率は権門寺院の政治的力量とは必ずしも関係はしない。これに対し、(二)に関する事例では注目すべき相違が見出される。まず延暦寺関係では事例㉓㉔の尊勝寺灌頂阿闍梨問題が白河院による東寺僧起用に由来ものではあったが、事例㉕、㉖は従来から見られた園城寺との対立の所産、事例㉗は内紛が原因で、撰関期の問題とさして重大な変化はない。これに対し興福寺関係では、元来撰関期にはなかった人事問題の発生自体に注目すべきであり、しかも事例⑲、㉘は院による寺僧処罰が原因、また事例㉙も院の強引な補任が発端となっている。このように、白河院政の成立にともなって、興福寺系の主要寺院における人事をめぐる紛争が目立ち始めたことが、この時期の大きな特徴である。さらに続く鳥羽院政期の事例では、こうした傾向が一層顕著となる。

白河法皇が死去した直後から保元元(一一五六)年七月まで二十七年に及んだ鳥羽院政期には、延暦寺・日吉神社関係四例に対し、興福寺・春日神社関係六例の、合計十の事例が伝えられている。このうち(一)の地方荘園・末寺関係のものは延暦寺に関する事例⑮、⑯の二例のみで興福寺にはなく、逆に(二)の寺司の人事関係の事例は延暦寺には見られず、興福寺関係のみ、事例⑳、㉑、㉒、㉓の四例が存するのである。しかも、この場合でも⑳、㉑のように院による人事が紛争の原因となっているのであり、院と興福寺の間の人事をめぐる対立は依然として継続していたことになる。こうした形態による院の介入は、先述した忠実・信実による寺内統制の成立と決して無関係ではなかったと思われる。なお、保元の乱後に、人事をめぐる紛争が惹起されていないことは政治史の新しい段階における問題であり、別考を期したい。

以上のように、白河・鳥羽院政期における興福寺をめぐる最大の、そして最も特徴的な問題は、別当以下の寺司・清水寺等中央の末寺の人事に対する院の強引な介入に他ならない。そこで次章では、撰関政治・院政期における僧綱・僧官の統制の対比、さらに院政期における諸騒擾の具体的検討を通して、興福寺のおかれた政治的立場を論じることにした。

ところで余談となるが、後白河院政前期における事例を通観すると、延暦寺では全国各地で荘園等をめぐって国司との紛争を生起させていることがわかる。この傾向は十一世紀末の白河院政期以来一貫したもので、現に事例⑤⑩・⑫の安楽寺の問題は、事例②⑥、②⑦、②⑧以来継続してきたのである。一方興福寺はこれと対照的で、白河院政期には各地の国司と衝突したものの、以後は大和守と対立した一例④を除いて、かかる事例は消滅する。このことは、寺社権門を代表する存在と言える両者の、荘園・末寺の展開をめぐる性格の相違を物語るものではないだろうか。後述する興福寺と大和の在地領主層等との密接な関係も右の背景に介在すると思われる。

二、院政の成立と興福寺

本章では、前章で検討した興福寺嗽訴の主因である、別当以下に対する人事問題を中心に、撰関政治、白河院政下の興福寺の立場について考えてゆくことにする。

1 撰関政治と権門寺院

先にもふれた第十九代天台座主尋禪が右大臣師輔の息男であったことに代表されるように、撰関など藤原氏の有力者子弟が天台系寺院に入寺する例は早くから見られた。これとは対照的に、興福寺において撰関家子弟が入寺するようになるのは、十一世紀後半における師実の息覚信以降のことであった。したがって、撰関時代の興福寺は藤原氏の氏寺とは言え、撰関家以下藤原氏有力者との人脈的な結合の点では、天台系諸寺院と大きく隔っていたと言わねばならない。かかる相違を生じた原因の一つは、天台・真言系の僧侶の場合、護持僧補任や病悩の祈禱といった為政者個人との親密な接触の機会が多かったことにもある。しかし、より重要な原因は、南都六宗系諸僧には三会——興福寺維摩会、宮中御齋会、薬師寺最勝会——の遂講という、僧綱昇進における厳しい条件が課せられたのに対して、天台・真言宗系の場合には講師請に關係なく僧綱への昇進を可能とした「閑道之昇進」という慣例が存し、俗界の血統が僧綱や僧官に反映し易かったことにあると考えられる^⑩。

このことを換言するならば、興福寺系の僧侶の昇進は教団・寺院の自律性に委ねられる部分が大きいのに対し、天台・真言系僧侶の場合は為

政者の意志が介在する可能性が強かったことになる。したがって、前章で検討を加えたごとく、撰関期の為政者と有力寺院との間における人事をめぐる騒擾は、天台系寺院においてのみ見出され、興福寺に関する事例は存しなかったのである。

一方、各寺院間の僧綱員数の比率も、右のような僧綱昇進のあり方と深く関連するものと考えられる。僧綱は天台宗山門系、寺門系、真言宗東寺系及び法相宗興福寺系の四大寺院によって構成されていた。撰関後期（十一世紀半ば）以降、天台宗兩派の比重は圧倒的で七割前後の員数を独占しており、こうした天台優位は院政期に入っても変化していない。これと対照的に興福寺系僧綱は二割にも満たぬ状態で、院政期には東寺系にも凌駕されるに至る。¹²興福寺の権門寺院としての政治的力量と、僧綱比率の乖離は明白であるが、かかる事態は、すでに撰関政治のもとで発生していたのである。

次に、撰関と興福寺の間での騒擾原因となった国司による荘園収公の問題にふれることにしよう。前章で論じた④の事例において、興福寺が撰関家に近侍する大和守頼親と対立し、道長によって寺司に対する一方的な処罰が行なわれたという経緯¹³からわかるように、この面でも撰関と興福寺の疎隔が看取される。さらに頼通のもとでも同様の事件が惹起されている。『小右記』治安三（一〇二〇）年五月廿日条によると、頼通が催した高陽院における百座仁王講に別当以下の興福寺僧綱は参加を拒否したという。この原因について実資は次のように記している。

事有^二由緒^一。其故者、当時長者不^レ被^レ勞^三寺家^一、所領庄園国々司等悉収公、地子不^レ納。頻雖^レ令^二愁中^一、一切無^レ承引。他事亦々如此。就^レ中近江・備中等庄有^レ箸〔若カ〕亡。寺家以^二件^一庄^地利、多充^二用要須断〔料〕^一。当時長者時、寺家陵遲尤甚云々。寺僧怠^レ忠無^レ双云々。偏信^レ客〔容カ〕国司言。嗟乎々々。

実資の記事にある近江・備中といった熟国の歴代国司が、家司をはじめとする撰関家と密接な関係にある人物であったことは言うまでもない。氏寺とは言え、寺司との人的結合の希薄な興福寺に対し、撰関が近侍する受領層をより優遇したのは当然であった。¹⁴

こうした撰関家と興福寺の関係は十一世紀後半に至って大きく転換することになる。先にもふれた覚信は、大山喬平氏によると父師実が関白前に劣勢に立たされ、藤原氏支流の分立に直面した撰関家は、宗教的権威興福寺との結合に力を注いでゆくことになる。¹⁵以後、後三条親政、白河院政の・内覧に就いた承保二（一〇七五）年に入寺しており、このことが撰関家の南都政策の画期と考えられている。¹⁶一方興福寺も、後三条・白河院の治政下における北京三会以下の仏会の整備¹⁷に対抗するためにも、撰関家の権威を必要としたと考えられる。さらに興福寺にとって重

要な意味を有したのは、藤原氏氏寺としての立場の強調が、神仏習合の進展と相俟って、藤原氏氏神たる春日神社との一体化をもたらしたことに他ならない。この結果、大和各地に所領を有し、さらに各地で活発な活動を展開していた春日神人を、その勢力内に収めることになったのである。^⑭ 確実な史料で裏付けられる春日神木の嗽訴参加は寛治七（一〇九三）年が初例（事例^⑮）で、興福寺・春日神社が政治勢力として合一した時期を物語る。以後、神木は藤原氏公卿たちを震撼させる武器として度々姿を現わすことになる。

さて、摂関政治を抑えて政治的主導権を確立した白河院政は、右のごとく摂関家との関係を深めるとともに、依然僧綱昇進の前提となる維摩会と結合していた興福寺と対峙することになったのである。次節では両者間の騒擾について具体的に検討を加えてみよう。

2 白河院政と興福寺

先述したように、院政と興福寺の間における騒擾原因の中で、最も特徴的なことは、院による人事介入、寺僧の処罰が多く見られたことである。そこでまずこうした問題について具体的に分析してみよう。

院の最も基本的な支配権限が軍事動員権と人事権にあることは周知の事実であるが、後者は俗界のみならず僧官の任免についても時として行使された。白河院の強引な僧官人事が興福寺との間に紛議をもたらした最初は、康和二（一一〇〇）年十月七日に東寺僧範俊が興福寺権別当となった事件である。範俊は言うまでもなく真言宗の僧侶で、「為院御持僧、数十年居住鳥羽殿」という白河院の側近であった。ここで注目されるのは『東寺長者補任』に「依院宣成氏拳、非成業、東寺人、希代之例」とあることである。範俊は寛治六（一〇九二）年五月、院御修法の労で法橋に叙され僧綱に入った僧で、「非成業」すなわち法会講師も経ずに興福寺権別当となった点にも人事の異常さが表われているが、それよりも興福寺寺司人事に不可欠の藤原氏氏拳が、院宣によって成されている点こそ重要な意味が存する。すなわち、前年の関白師通急死後に藤原氏長者の地位にあった若年の忠実は、白河院の圧迫に屈して「氏拳」を余儀なくされ、かかる理不尽な人事を甘受したことになる。忠実は関白にすら任じられることなく、摂関政治の断絶、摂関家の権威失墜を召致したが、右の人事にはかかる事情が反映していたのである。したがって、摂関家と結合しその政治的外護に依存した興福寺は、政治的にも院政との直接的対決を迫られるに至ったと言える。

さて、この範俊の人事は翌年大衆の手厳しい反発を受けることになる。維摩会における範俊の講師拳に対し、大衆は「不経道僧綱、無放

「挙」と抗議し、院もこれを承認せざるを得なかった。さらにその翌年の康和四年八月六日には、後述する別当覚信に対する院勘や範俊の弟子範静の濫行とも相俟って、範俊はその僧房を大衆によって破られるに至ったのである。さしもの範俊も、これ以降興福寺において目立った活動を示すことはなくなる。結局この一連の事態の推移を通して、長者の無力化、それにとまなう院の介入、大衆の反発による院の後退等の事実が看取される。こうした事情は事例⑳の原因となった永久元年における清水寺別当円勢補任をめぐる紛争にも共通するのである。なお、清水寺別当をめぐる院と興福寺の確執は鳥羽院の初年にも再燃（事例㉑）し、院による大衆追捕の強行によって、両者の関係を転換させる契機ともなるが、この点は後述に委ねる。

さらに白河院は寺司のみならず、維摩講師の人選にも影響力を行使することになる。永久二年の講師決定に際し、関白忠実は藤原宗忠を使者として、鳥羽離宮の白河院に「維摩会講師例」及び「公請者、明覚、覚敏如何、可随仰」きことの奏上を命じた。これに対し白河院は按察使大納言藤原宗通を通じて宗忠に次のような返答を与えている。

件人、善悪不知食。仍難左右。大藏卿、寛信事所申也。然而又強不思食。但女子覚晴、有才智聞。早可給講師請也。但年少条、可相量之由、可伝関白。

ここから明らかのように、講師の決定権はもはや究極的には院の手に握られており、関白の推挙もごく簡単に否定されることになったのである。したがって、院の恣意により寺内の意向・秩序を無視した人選もあり得た。右の記事にもあるように、院近臣大藏卿藤原為房は息男寛信を推挙する動きを示すが、この意を受けた院は、この年の維摩会終了直後、寛信を翌永久三年の講師に決定するのである。この寛信について宗忠が「不遂維摩堅義、仍蒙准業宣旨」。然而不遂大会業、蒙講匠宣旨。未有此例」と驚歎の念を隠さなかったように、この決定は近臣の意向のみを優先し、興福寺以下の南都諸寺・教団の秩序を無視した強引なものであった。興福寺大衆がかかる寛信に対して激しい反発を示したのは当然のことと言える。

父為房の死去によって一年延期された講師遂行のため、寛信が興福寺に向ったのは永久四年十月のことである。これに対し大衆は「乱発」し、「一ハ不遂業、二ハ件寛信之舎兄右大弁顯隆朝臣為御寺旁依致不善」という理由を掲げて、同行した勅使で寛信の長兄為隆もろとも京へ追返すに至った。これにより忠実は「可改請由」を奏聞するが、院の「猶可勤仕之由御気色」を前に「実藤氏無術比欵」と進退極まるの

である。結局、寛信を已講に准ずる宣下を行なうことで妥協が成立し、講師は東大寺の覚嚴に交替されることになる。ここでも先の寺司人事紛争と同じく、長者の無力化、院の強引な介入、そして大衆の強硬な反発にともなう院の妥協という経緯が看取されるのである。

次に、寺僧に対する処罰についても検討してみることしよう。まず、事例⑱の原因ともなった興福寺別当覚信に対する院勘、別当停止は、康和四年七月に興福寺大衆が院庁の使者を凌辱したことに起因する。この事件について当時藤原氏長者であった忠実は、次のように記している。

泉木津御寺領也。而為_二人夫催_一、庁官率_二数十人_一從類_二監行_一。仍彼寺大衆行向_二天追_一庁官。依_二件事_一也。彼法印兄弟也。家歎莫_レ過_二於斯_一。依_レ此罪_レ被_レ止_二別当_一条、不_レ得_レ心事。

忠実が不満を書留めたように、この処罰は他に比しても過酷と言えるが、そればかりではなく、同年十月十日の維摩会において執行別当不在の先例がないことを理由に大衆が提出した院勘免除の申文も却下され、維摩会は勅使右少弁俊信が執行する有様で、さらに翌年の五月まで停任が続くことになるのである。

さらに、事例⑳の原因となった権少僧都実覚以下の配流も延暦寺の圧力による一方的なものだし、㉑の嗽訴に対し白河院は寺内追捕すら検討している。そして六月にはこうした白河の姿勢に不満を抱いた興福寺僧の呪詛が伝えられると、院は実否を問うこともなく、直ちに処罰を命じたのである。この事件の本来の発端が事例㉒の清水寺別当改補要求の嗽訴にあったことも影響したためか、興福寺に対する処罰は厳しいものであった。さらに、事例㉓の讃岐守藤原顕能との紛争の際には、顕能の乳兄弟に当たる鳥羽天皇の怒りもあって、顕能に何ら処罰がなかったばかりか、翌永久五年五月には覚信が当時兼帯していた法務の辞任に追込まれているのである。他の権門寺院、とくに延暦寺の場合（山内の内紛や園城寺等との抗争を除き）、院・朝廷との紛争に際して、当時かかる処罰を受けた事例はない。興福寺に対する処罰は、明らかに他に比しても過酷なものであり、院・天皇が抑圧を意図していたことは疑いない。

そこで次に、先述した撰関時代末期における興福寺の立場を念頭におき乍ら、かかる人事介入・嚴重な処罰が白河院によって講じられた背景を考察することにする。

3 白河院政と寺院統制

白河院が、前節のごとき強引な人事への介入や、寺司に対する処罰を行なって興福寺の抑圧を図った背景について考えることにしよう。

まず直ちに想起されるのは、白河院政による摂関家抑圧という、当時の政情との関連である。摂関家から政治主導権を奪取しようとする院にとって、先述のごとく摂関家との結合を深め、その宗教的権威となっていた興福寺が同様に抑圧の対象となることは想像に難くない。また摂関家が興福寺と密接に結合した主要な目的は藤原氏支流の抑圧にあったわけで、興福寺に対する院の強硬姿勢の背景に院政を支えた藤原氏支流出身の貴族層の意向が介在したことは明白である。前節で述べたように、寛信を維摩講師として強引に推挙しようとした藤原為房の行動はその代表と言えよう。さらにその嫡男顕隆は、息男讃岐守顕能と興福寺の紛争（事例③⑤）以来、興福寺との対立を深め、白河院に「御寺事」を「あしさまに奏」す有様で、「氏人如_レ此訴申条、尤不便」と忠実を慨嘆させるのである^④。そして摂関家嫡流出身の別当覚信に対し法務辞任を迫った鳥羽天皇の意志には^⑤、その乳母夫顕隆の影響が存したことは疑いない。また範俊のごとき非法相宗系、あるいは鳥羽院政下の長承二（一一三三）年権別当となった隆覚のごとき源氏出身という非藤原氏系といった寺司の出現は^⑥、藤原氏氏寺という伝統的権威に依って支流の統制を企図した長者・摂関家にとって大きな打撃となったことは言うまでもない。かかる事態にも、先の顕隆らのごとき近臣の介在を推察することは困難ではないだろう。

しかし、興福寺に対する院の抑圧の原因として、院政と摂関家の対立・抑圧という面をあまり重視するわけにはゆかない。それは、まず第一に摂関家と興福寺の結合が藤原氏支流の統制を主たる目的としたもので、必ずしも、院政に対抗するための方策とは看做し難いのである。第二に、先に検討した院の介入・抑圧措置は、いずれも師通の死後に属しており、摂関家抑圧を目的とした措置というよりも、むしろ摂関家の弱体化を契機に院が直接的に興福寺に対する攻撃を行ったと考えるべきだからである。したがって、かかる事態の原因は興福寺自体が有する特質に求められることになる。ここで先にふれた事例を振り返ると、維摩会と関係したものが多くことに気がつくであろう。寛信の維摩講師補任問題は言うまでもないが、白河院の護持僧範俊の権別当就任が騒擾に発展したのは、その維摩講師拳が直接の原因であったし、別当覚信の院勘は維摩会の間も強行され勅使が代わって維摩会を執行するに至った。こうしてみると、院と興福寺の対立の背景には、僧綱昇進の前提となる大会維

摩会が興福寺と結びついていたことが関係したと考えられるのである。そこで、次に院による僧綱統制の問題に論及し、この面から興福寺・維摩会の問題を考察する。

先述のごとく、天台・真言両宗系の僧侶の、僧綱・位階の昇進には為政者の恣意が介在する要素が大きかったと言えるが、このことは政権の交代にともなうて、かかる人事権が新たな政権に移行し、両宗がそのもとに従属することをも意味する。とくに、護持僧として近侍する機会も多く、僧綱昇進も伝法灌頂の重視により師僧の拳奏のみによって決せられた密教系諸僧が、政権を掌握した院に従うのは当然で、宗派間の角逐はあるものの院統轄下の尊勝寺・東寺両灌頂によって僧綱に昇進する方式が確立することになる⁴⁴。一方、天台顕教系僧侶については、後三条・白河親政期に相次いで成立した円宗寺法華会、法勝寺大乘会、そして円宗寺最勝会の三会、すなわち北京三会の遂講を経て僧綱に昇進する方式が確立していた。このことは、当時後三条・白河と拮抗していた撰関家と天台宗系僧綱との人脈上の結合を制約し、さらに天台系の僧侶と南京三会の訣別をも意味し、興福寺・維摩会の比重を低下させたことになる。しかし、それにもまして重要な点は、僧綱昇進の前提となる大会が天皇の御願寺において行なわれたことに他ならない。院はこれらの法会を主催、統括し、事実上僧綱の補任権を手中に収めたと考えられる⁴⁵。このほか、御幸や造寺の功によって僧位を与え、主要な法会の大部分を主催して公請の決定権を握った院は、僧綱に関する人事権をほとんど統括し得ることになったと言えよう。このように考えるならば、僧綱に関する人事の中で、藤原氏の氏寺興福寺を舞台とし、藤原氏長者の強い影響力のもとで催された維摩会を中心とする、南都諸宗派の僧綱昇進方式のみが、院による統括の外に存したことになるのである。

藤原氏の氏寺という興福寺の性格、維摩会が興福寺で行なわれる伝統が変更し得ないものである以上、南都諸宗の僧綱補任権掌握を企図する院が、先に述べたごとく氏長者の無力化を前提として、寺司人事や直接的な講師の人選に介入するのは当然と言えよう。当時の維摩講師決定方は、僧綱拳を受けた藤原氏長者が「候天氣、下宣旨」すというもの（『北山抄』）で、長者の地位低下は逆に「天氣」——実質的には院の意向の比重を増大させることは言うまでもなく、永久二年における覚晴の講師決定の経緯に見られるごとく院は講師決定の主導権を掌握することになったのである。

しかし、こうした白河院の権限も寛信の維摩会講師追放からも明らかのように、あくまでも興福寺及び南都教団側の秩序を逸脱しない範囲に限定されていたのである。そして、院近臣や密教系僧侶を優先しようとする院の恣意的とも言える人事を最終的に阻止し得たのは、つねに興福

寺大衆による嗷訴・蜂起といった実力行使以外の何者でもなかった。政治的な外護者撰関の院への屈伏、公請や人事を介した寺司の院に対する従属という状況下で、興福寺最大の伝統的権限を院の介入から守ったのが、大衆勢力だったことになる。したがって、この点にこそ、信実以下の悪僧が忠実のもとで寺内の実権を掌握するに至る前提が存したのである。

さて、かかる大衆の立場は、院との全面的な衝突を不可避なものとした。すでに、白河院が永久の強訴（事例③②・③③）に際して、興福寺僧に對し一方的にとりわけ厳しい処罰を行なったのはその前触れとも言えるが、白河の後継者たる鳥羽院は、早くもその治政開始直後に興福寺大衆との対決を迎えることになるのである。

そこで最後に、忠実による大衆掌握の直接の前提となる鳥羽院政の興福寺政策と、大衆の動向について論じることとする。

三、鳥羽院政と興福寺

本章では鳥羽院による対興福寺政策を具体的に検討し、藤原忠実による信実・大衆の組織化、寺内統制が成立した背景について、興福寺大衆側の動向を中心に論じることにはしたい。

大治四（一一二九）年七月、白河院の死去にともなうて治天の君となった鳥羽院は、基本的に前代の政策を継承しながらも、いくつかの点で大きな相違を示した。対興福寺政策でも、当初から大衆に對し、白河院政期には見られなかった強硬姿勢がとられることになる。⁴⁷ 仏師長円の清水寺別当補任をめぐる騒擾（事例④①）がそれである。⁴⁸ 長円は先に清水寺別当に補されながら大衆の反対で辞任した円勢（事例③①）の子とされる三条仏所の仏師で、院の寵愛する女房三条殿の後見人であった。長円もやはり非興福寺僧の身で清水寺別当を望んだため大衆の激怒を招き、大治四年十一月に南都に下向した際、大衆の襲撃を受けることになる。⁴⁹ これに對し鳥羽院は、当時の長者忠通を無視して檢非違使の南都派遣を決定し、警察権力不介入の先例を破って寺中の搜検を強行させ、張本を追捕するに至ったのである。⁵⁰ かくして、大衆の反抗を粉砕した院は、十一月三十日に、長者宣発給の手続もとらずに院宣のみによって長円を清水寺別当に補任したのであった。⁵¹ この事件は、大衆の反発によって後退・妥協を余儀なくされていた白河院政期までの対興福寺政策の大きな転換点であったと考えられるが、同時に院との融和を図りながら大衆の掌握

による寺内統制を企図する前長者忠実の新しい興福寺政策の出発点でもあったと言えよう。

これ以後、院と大衆は事ある毎に対立を深めてゆくことになる。この八年後の保延三年正月、僧正の補任に際して興福寺別当玄覚が東寺の定海に超越されると、大衆は総力をあげて「大訴」を行ない院の決定を覆した(事例④)。この時は「興福寺申請尤道理」とする公卿層の意向もあって、院も強引な処罰は行なわなかったが、翌年五月の最勝講において「院御気色不_レ宜_レ」るために玄覚が証義に出仕できない一幕もあり、両者間の関係は険悪となっていた。そして、玄覚の後を襲う形で院との関係も深かったと考えられる源氏出身(源頭房の男)の隆覚が別当に就任するや、信実以下の大衆は猛反発を示す。保延五年三月の嗽訴(事例⑤)の際に、院は平忠盛以下の有力武者や「国々軍兵」を動員して入洛を防ぐと共に、信実以下の追捕を行なって一旦は大衆を抑えた。しかし、同年末に至って大衆への報復を試みた隆覚は逆に惨敗を喫し、結局別当の座を明け渡すことになるのである。このように、院の圧迫の強化は、同時に大衆の反発を強めることとなり、寺司の形骸化と相俟って大衆による寺内の統制・支配を惹起したと言えよう。保延四年九月、別当玄覚の死亡直後に出された「権上座信実、可_レ執_レ行_レ寺務」きことを命ずる長者宣は、かかる事態の追認だったのである。この長者宣が、その後の経緯から判断して忠実の意志によって発されたことは疑いない。

忠実が大衆の掌握に努めた背景についてはすでに冒頭でもふれたが、院と興福寺の関係で付言するならば、忠実は両者間の融和を重視していた。久安四年における嗽訴慰撫(事例⑥)、そして何よりも久安六年には院の意をうけて、かつて合戦の末に寺を放逐された隆覚の別当補任を実現させたことが右の明証となるだろう。では、元来院の介入にきわめて鋭敏に反発した大衆が、このように院に微温的態度を示す忠実に従属したのは何故であろうか。

まず第一にあげられるのは、従来のような別当・三綱を介する支配ではなく、僧綱すら帯さない上座信実に寺務を委ねるといって、大胆な、しかし現実的施策が、大衆の支持を得たことである。このことは、権別当覚継の入寺によって寺内統制を企図しながら失敗した忠通との対比からも明らかである。第二に、鳥羽院と親密で友好的関係にある忠実のみが、結果的には院による強引な興福寺政策を防ぎ得る人物だったことが指摘できよう。そして第三に、信実に代表される大衆の在地領主としての性格との関連が注目される。信実やその子玄実が大和源氏の出身で、その武力として自身の所領の武士団が想定し得るように、南都の大衆・悪僧には領主としての実力を背景とする者が少なくなかった。このことは、換言すれば、彼らが領主として所領の保全、拡大に強い関心を抱いていたことをも意味する。したがって所領の領有に関する裁定権を有し

た長者は、いわば新恩給与、所領安堵の主体であり、領主としての大衆にとっては不可欠の存在だったと言える。忠通を抑えて実権を握った忠実、その後継者頼長は、所領を媒介として、大衆と主従関係にあったのである。さらに覚継派の抑圧、所領収公も恐らくは信実らへの新恩給与につながり、彼らの掌握に役立ったものと思われる。忠実・頼長と信実以下の結合が、かかる強固な性格を有したがゆえに、信実らは興福寺大衆を率いて保元の乱における頼長の危急に立向かおうとしたのである。

むすび

以上、保元の乱において信実以下の大衆が藤原頼長方の武力として参戦しようとした前提を探るため、院政との対立を中心に興福寺の政治的立場、寺内の情勢、大衆の動向等を考察してきた。論旨やや多岐に亘ったが、主要な論点は次の通りである。

- (一) 興福寺と為政者との対立・紛争の原因となった問題は、摂関期では主に受領による寺領の収公であったのに対し、院政期に入ると院による強引な人事への介入や厳しい寺僧の処罰が中心となった。
- (二) かかる院と興福寺の紛争の背景には、興福寺の権威を媒介とした摂関家の統制に反発する院近臣たる藤原氏支流の意図もあったが、より重要な問題は僧綱人事権の掌握を図る院が、維摩会を中心とする南都諸宗の僧綱昇進方式に介入しようとしたことにある。
- (三) 白河院による様々な介入は大衆の反発によって後退・妥協を余儀なくされたが、鳥羽院は強硬姿勢に転じたため、忠実は大衆の掌握につとめ、院・興福寺間の融和を図ったのである。

さて、言うまでもなく保元の乱による頼長の敗北は、興福寺の秩序にも大きな影響を及ぼすことになる。強盛を誇った信実も、後楯を失ったことから国司として検注を行なった平基盛に協力したため大衆の攻撃を受けて没落し、さらに雌伏の末別当に就いた覚継改め恵信も、大衆との合戦に敗北し配流の運命を辿る。さらに興福寺に対し院・平氏は度重なる圧迫を加え、とくに承安三年の嗽訴に対し後白河院は全所領没官という異常な処罰を下すに至る(事例⑤)。そして周知のごとく、以仁王挙兵に与同した興福寺には平氏の焼打という未曾有の災厄が待ち構えていた

のである。一方、この時期にはもはや寺司人事をめぐる騒擾は消滅することになる。かかる興福寺に関する新たな情勢の背景にある院、平氏といった世俗権力と興福寺との関係、また寺内の動向等の解明を次の課題として提起しつつ、擧筆することにした。

註

- ① 『保元物語』「新院御所各門々固めの事付けたり軍評定の事」
- ② 『兵範記』保元元年七月十一日条。
- ③ 拙稿「撰閑家における私的制裁について―十一・二世紀を中心に―」（『日本史研究』二五五号所収）。
- ④ 勝野隆信氏著『僧兵』（日本歴史新書、至文堂）参照。
- ⑤ 「天台座主良源起請」（廬山寺文書、『平安遺文』三〇三）。この史料の意義については黒田俊雄氏『寺社勢力』（岩波新書）参照。
- ⑥ 当時の悪僧の活動については勝野氏註④前掲書、黒田氏註⑤前掲書等参照。
- ⑦ 法性寺の性格及び座主をめぐる円仁・円珍両派の抗争、余慶の座主補任に関する騒擾の経緯等については、平岡定海氏「藤原氏の氏寺の成立について」（同氏著『日本寺院史の研究』八吉川弘文館刊／第三章第七節所収）に詳細に論じられている。
- ⑧ 師通急死後の政情や政治的意味については、橋本義彦氏「院政権の一考察」（同氏著『平安貴族社会の研究』八吉川弘文館刊／第一部所収）参照。
- ⑨ 白河・鳥羽院政期における各嗽訴と、これをめぐる政情については、高橋昌明氏著『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』（平凡社刊）に詳しい。後白河院政期の嗽訴に対する裁断の特質については、拙稿「院政期政治史の構造と展開」（『日本史研究』二八三号所収）参照。
- ⑩ この事件の詳細については平岡定海氏「六勝寺の成立について」（同氏前掲書第二章第八節所収）。
- ⑪ 『釈家官班記』によれば「不賜講師請而直昇綱維之位」ことを「閑道之昇進」と称し、「此事於南京者、古今堅停止坎、於北京者、自以往多其例」という状態であった。
- ⑫ 西口順子氏「白河御願寺小論」（平岡定海氏編『論集日本仏教史3平安時代』八雄山閣刊／所収）。
- ⑬ 『御堂関白記』寛弘三年七月十二・十五日条に、この間の事情は詳しい。
- ⑭ 当時の近江守源濟政、備中守藤原濟家はともに道長家司として確認される人物である（『日本史総覧』Ⅱ国司一覽、佐藤堅二氏「封建的主従関係の源流に關する一試論―撰閑家家司について―」による）。
- ⑮ 大山喬平氏「近衛家と南都一乗院―「簡要類聚鈔」考―」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下八塙書房刊／所収）。
- ⑯ 西口順子氏前掲論文参照。
- ⑰ この経緯、意義については平岡定海氏、註⑩前掲論文において最も包括的で詳細に論じられている。
- ⑱ 興福寺と春日神社の結合については永島福太郎氏著『奈良文化の伝流』（中央公論社刊）、同氏著『奈良』（日本歴史叢書、吉川弘文館刊）等参照。

- 19 『中右記』元永三年四月二十四日条。
- 20 『僧綱補任』。
- 21 『殿曆』康和三年十月十七日条。
- 22 『中右記』康和四年八月六日、二十一日条など。
- 23 事件の詳細については『長秋記』永久元年閏三月二十、二十二日条、『永久元年記』永久元年閏三月二十、二十一日条等参照。
- 24 『中右記』永久二年五月二十九日条。
- 25 註⑭に同じ。なお帰参した宗忠の報を受けた忠実は「覚晴講師事、天之所与也。不可尋年齒、可然之時也。今日可仰下」として、一応形の上では最終的な補任権を行使しているが、院の人選に服従している。
- 26 『中右記』永久二年十月二十六日条。
- 27 『三会定一記』一。顕隆朝臣による興福寺に対する「不善」については、本文後述参照。
- 28 『殿曆』永久二年十月十一日条。
- 29 註⑭に同じ。
- 30 事件の発端及び院勤に至る経緯については『中右記』康和四年七月十一日～八月七日条。
- 31 『殿曆』康和四年七月二十九日条。
- 32 『中右記』康和四年十月九日条。
- 33 『中右記』『殿曆』康和五年五月十一日条。これは三月末以来続いていた大衆の騒擾（事例⑭）を鎮めるためであった。
- 34 『中右記』永久元年閏三月二十九日条。高橋昌明氏註⑨前掲書参照。
- 35 『興福寺略年代記』、『春日権現験記』。
- 36 『殿曆』永久元年六月八日条。
- 37 事件の発端について『春日神主祐賢記』によると、永久四年五月十二日にすでに神木の遷座がなされており、原因は「讃岐守頭能中納言頭 降卿息於彼国一陵一磯当寺仕丁丸こしたためであったとする。また事態の推移については『殿曆』同年七月十三～八月十五日条参照。
- 38 『殿曆』永久四年七月二十六日条。
- 39 日代は処罰を受けた（『殿曆』永久四年十二月十五日条）が、頭能は保安元年まで在任している。
- 40 『殿曆』永久五年五月二十一日条。
- 41 『殿曆』元永元年八月三日条。また同書九月五日条にも同様の記述がある。
- 42 註⑭に同じ。
- 43 『中右記』長承二年七月十七日条。同書によると「興福寺之司ハ源氏不成之由、云伝也。此僧都源氏也。已例出来了」とあり、きわめて異例な人事であっ

たことがわかる。

- ④ 密教系僧徒の僧綱昇進方式として、尊勝寺、東寺の灌頂が確立される過程は、平岡氏註⑩前掲論文に詳しい。
- ⑤ 北京三会確立の意義については平岡氏註⑩前掲論文、平雅行氏「中世仏教と国家・社会」(『日本史研究』二九五号)等参照。
- ⑥ 西口順子氏註⑫前掲論文。
- ⑦ 鳥羽院政の特質として忠実の籠居免除に代表される摂関家との対立緩和、荘園整理の放棄などがあげられているが、これらは白河院による専制の強化・完成を引き継いで摂関家以下の従属を前提とした措置と言える。こうした鳥羽院の姿勢が対興福寺強硬策に反映したと考えられる。
- ⑧ この事件の全容については角田文衛氏「聖武天皇陵と興福寺僧信実」(同氏著『王朝の明暗』(東京堂出版刊)所収)に詳しい。またこの事件のもつ歴史的意味については上横手雅敬氏「院政期の源氏」(御家人制研究会編『御家人制の研究』(吉川弘文館刊)所収)、拙稿註③前掲参照。
- ⑨ 『長秋記』大治四年十一月十一日条。
- ⑩ 『長秋記』、『中右記』大治四年十一月十一日～二十九日条など。
- ⑪ 『中右記』大治四年十一月三十日条。
- ⑫ 『中右記』保延三年正月十四日条。
- ⑬ 『中右記』保延三年二月十一日条。『僧綱補任』など。
- ⑭ 『中右記』保延三年正月二十四日条。
- ⑮ 『興福寺別当次第』。
- ⑯ 註⑬参照。
- ⑰ 『興福寺別当次第』、『南都大衆入洛記』保延五年三月九日～二十九日条。事件の意義については高橋昌明氏註①前掲書参照。
- ⑱ 『南都大衆入洛記』保延五年十一月十日～十二月十日条。『百鍊抄』保延五年十一月十六日、十二月二日条。
- ⑲ 『興福寺略年代記』、『興福寺別当次第』。
- ⑳ 『台記』久安四年八月二十七日。この事件の意義については拙稿註③前掲参照。
- ㉑ 『南都大衆入洛記』外記日記久安六年八月十六日条。
- ㉒ 拙稿註③前掲論文参照。
- ㉓ 信実については、角田文衛氏註④前掲論文、平田俊春氏「南都北嶺の悪僧について」(平岡定海氏編『論集日本仏教史』3 平安時代(雄山閣刊)所収)、五味文彦氏「儒者・武者及び悪僧」(同氏著『院政期社会の研究』(山川出版刊)第三部第一章所収)等参照。
- ㉔ 例えば当時の南都を代表する悪僧覚仁が私領主としての武力を背景に行動していたことは、久野修義氏「覚仁考―平安末期の東大寺と悪僧―」(『日本史研究』二一九号所収)参照。興福寺が春日神社との結合を強めながら、大和を基盤とする上層農民、在地領主層である神人を吸収したことは先述したが(二二頁)、さらに大規模な嗽訴において国内の「俗兵士」と称される武士を大量に動員していた(竹内理三氏「貴族と寺院」V 寺院の封建化)同氏著『律令制と貴

族政権』第Ⅱ部貴族政権の構造（御茶の水書房刊）所収）ように、大和国内の領主層の政治的統合者という性格もあわせもっていたと考えられる。また、このことは別当・大衆間などの内紛に際し、近隣の有力武士団が参戦したことからも窺うことができる。

65 『兵範記』仁平三年六月六日条によれば頼長は寺僧相互の所領争論を長者裁によって決定している。

66 覚継からの所領収公がなされていたことは『兵範記』保元元年七月十一日条参照。

67 信実の没落については註68前掲角田氏、註63前掲平田氏論文参照。

68 『興福寺別当次第』、大山氏註69前掲論文参照。

69 この事件については田中文英氏「後白河院政期の政治権力と権門寺院」（『日本史研究』二五〇号所収）に最も包括的に論じられている。